

道路占用に関する許可条件

上尾市都市整備部建設管理課

【道路占用者の責任に関する事項】

1. 道路占用許可を受けた者（以下、「道路占用者」）は、占用物件の維持改善に努め、道路の管理上支障をきたすことのないようにすること。
2. 道路に関する工事のため、占用物件の除去又は移転、改築を市から受けたときは、道路占用者の負担で義務を履行すること。
3. 道路占用期間満了後も引き続き道路占用する場合は、満了日の1か月前までに更新申請書を提出すること。
4. 道路占用物件を廃止する場合は、廃止届を提出して現状復旧の指示を受けること。
5. 道路法第39条の規定に基づく占用料は、遅滞なく納付すること。

【占用工事に関する事項】

1. 道路占用に伴う工事（以下、「占用工事」）の現場には常時現場責任者を置き、工事の監督に当たらせると共に、道路の通行者及び近隣住民の当該工事に関する苦情処理にも当たらせること。
2. 占用工事に際し、交通規制を伴う場合は、所轄の警察署に許可を受け、その指示に従い所定の交通標識を完備すること。また、工事が翌日以降にわたる場合は、夜間の安全対策に万全を期すこと。
3. 占用工事前及び工事完了後に、本復旧範囲の基準点及び境界杭を確認し、遠景及び近景の写真を撮影すること。撮影した写真を完了届に添付すること。
4. 基準点及び境界杭が移動および滅失しないようにし、移動及び滅失した場合は復元すること。また、基準点の移動の恐れがある場合は、建設管理課と協議すること。
5. 占用工事の工事着手前には、必ず埋設物等の調査を実施すること。
6. 占用工事による舗装の切断は、必ず舗装カッターを使用し、濁水の処分をすること。
7. 占用工事による道路の掘削は、他の路床及び構造物に支障を及ぼさないように十分に注意をすること。
8. 占用工事による掘削工事により発生した濁水の処理は、沈砂・ろ過処理施設等を経て処理すること。また、水替工の写真は、沈砂・ろ過処理施設等が入る全体写真で提出すること。
9. 占用工事の掘削を要する工事では、当日中に埋め戻し及び締め固めを実施し、即日復旧すること。
10. 既設占用物の撤去については、撤去する占用物が埋設されている全区間で、開削工事を行うとともに、本管側で閉栓し、道路内から占用物を完全に撤去すること。また、閉栓後の撤去したことが確認できる写真を完了届に添付すること。
11. 占用工事の道路の復旧は下記の通りとする。
 - A) 舗装道の復旧は裏面の通りとし、①路盤工までを十分に締め固めた後、加熱合材とプライムコートで仮復旧し、原則1か月以上の自然転圧期間を置くこと。②自然転圧にて沈下量が安定した時点で舗装本復旧の施工をすること。その際に、影響幅（「道路占用工事等による復旧範囲基準」を参照）を含め、基準以上に影響が生じた場合はその範囲とする。
 - B) 歩道の復旧は、裏面の通りとする。
 - C) 砂利道の復旧は、裏面の通りとする。※道路の復旧は他の占用工事と調整のうえ、一体的に施工し、段差・継目・水溜りのないようにすること。
12. 占用工事の貫孔後に管の周囲に空隙が生じた場合は、モルタルを充填すること。
13. 占用工事に伴う路面標示施設（道路中心線・停止線等）は、原形復旧すること。
14. 本復旧箇所に、事業種別意匠による明示を行うこと。※白色、外円直径15cm、水道事業者「W」、下水道事業者「D」、ガス事業者「G」、電気事業者「E」、電気通信事業者「T」

【その他事項】

1. 占用工事は、道路法及び道路法施行令、その他の関係法規の規定に従うこと。
2. 占用工事の掘削で確認した重要な工作物については、写真を提出すること。また、占用工事で他の工作物等に影響がある場合は、市の指示に従い移設又は撤去等を行うこと。
3. 占用工事が完了した際は、速やかに工事写真を添付した完了届を提出し、市の検査を受けること。
4. 占用工事又は占用物件に起因する沈下等の問題が発生した場合は、完了検査後（完了検査をしない場合は完了届提出後）又は再検査後3年間は、原因者の責任として市の指示に従い、復旧の責任義務を負うこと。
5. 占用工事上で疑問等が生じた場合は、協議すること。
6. その他、この文書に記載がないものについては、「道路占用工事施行に関する標準条件書」による。

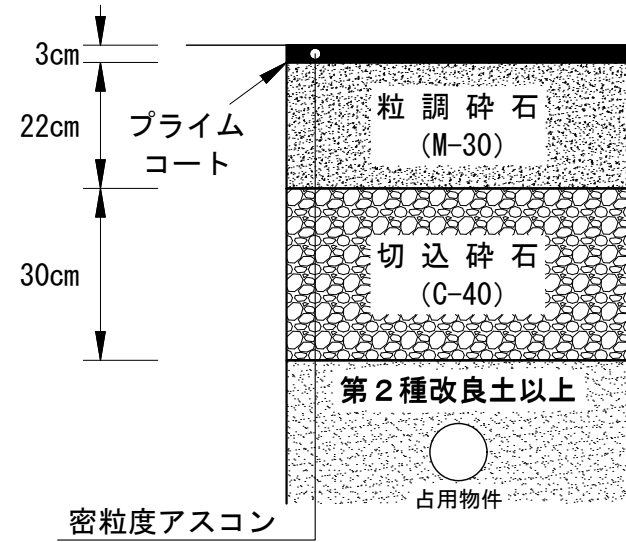
道路復旧図

【車道舗装道】

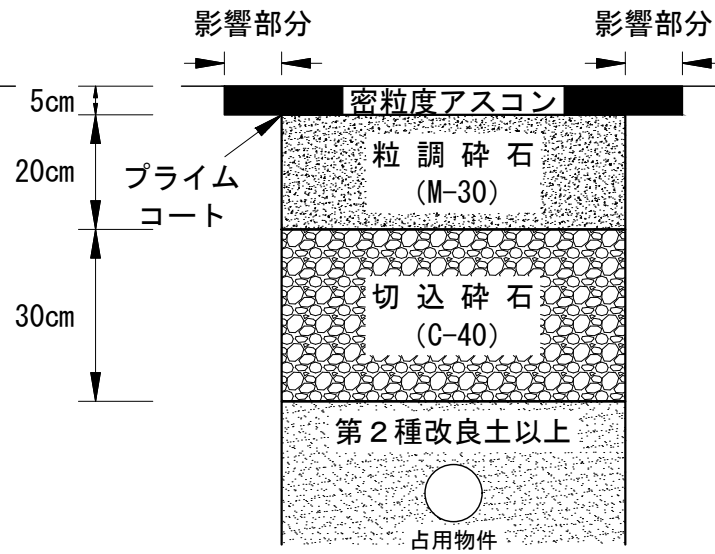
当該道路が一層の場合の復旧図

当該道路が二層の場合の復旧図

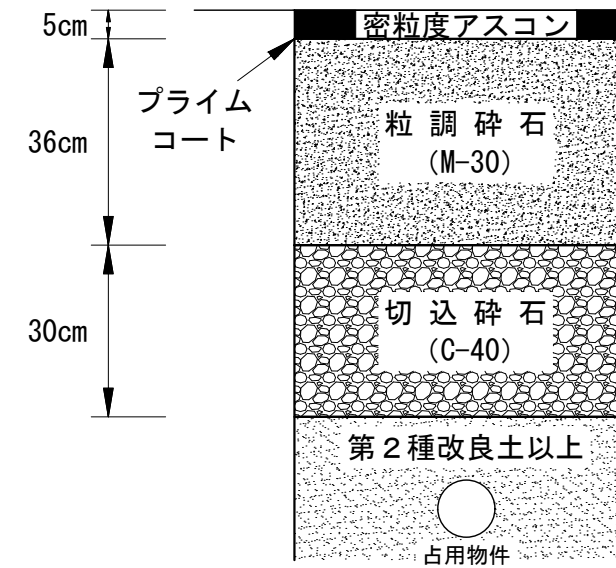
〔仮復旧図〕



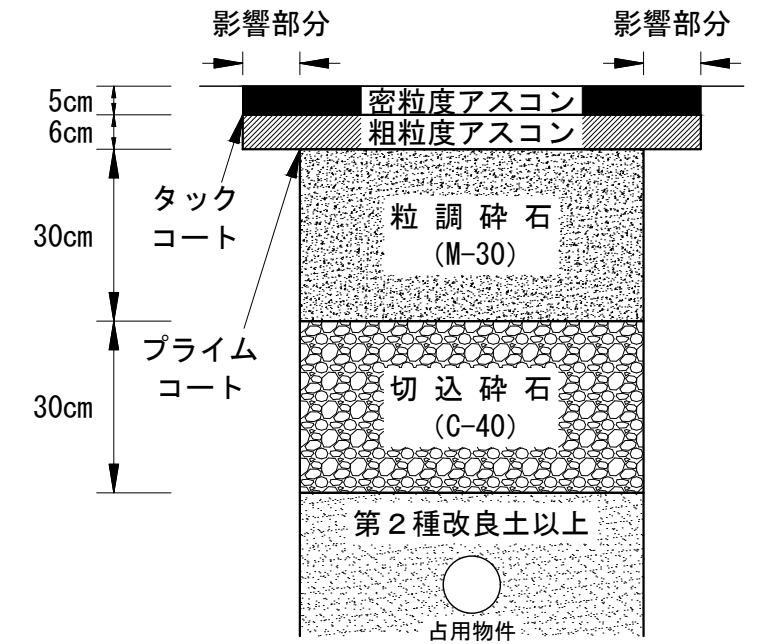
〔本復旧図〕



〔仮復旧図〕

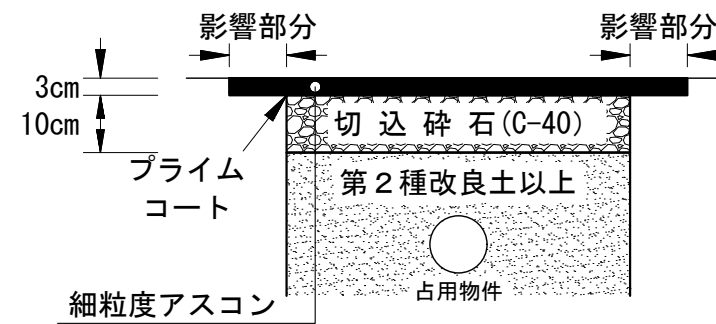


〔本復旧図〕

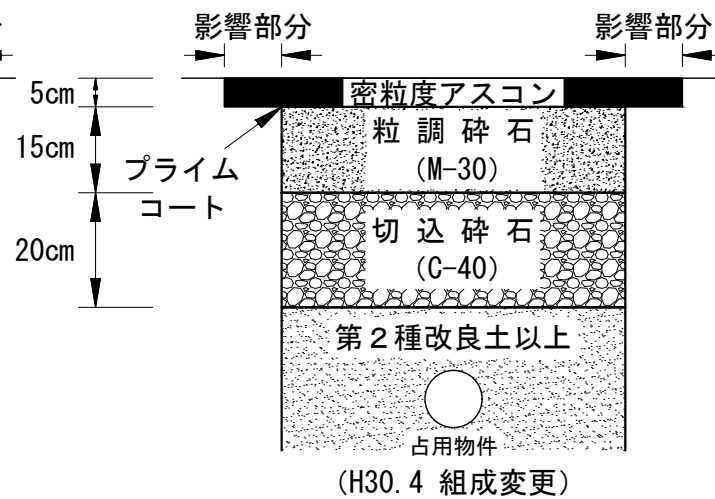


【歩道】

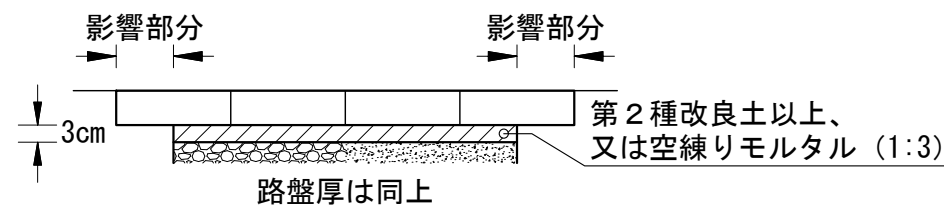
〔歩道部〕



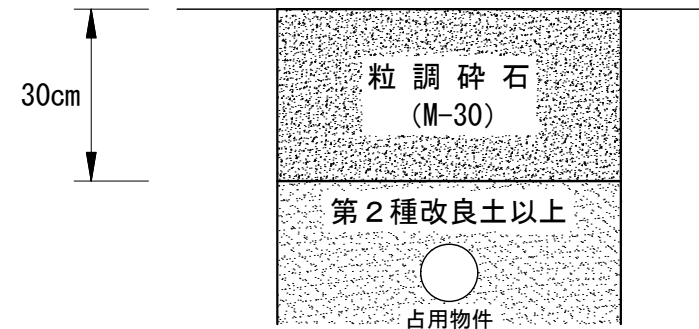
〔車両乗入れ部〕



(参考) インターロッキング ~歩車共通~



【砂利道】



表層・基層:

- プライムコート・タックコート使用のこと (仮・本復旧共に)
- 現況の舗装厚が厚い場合は現況厚を優先すること
- 道路幅員6.5m未満 一層の復旧図とすること
- 道路幅員6.5m以上 二層の復旧図とすること
- 本復旧については現況舗装厚が11cm以上ある場合、既存舗装厚とする
- また、基層厚が10cm以上になる場合は基層厚を適切な層数とすること

上層路盤:

- 一層の仕上げり厚は15cm以下とすること

下層路盤:

- 一層の仕上げり厚は20cm以下とすること

路床:

- 一層の仕上げり厚は20cm以下とすること

砂利道:

- 一層の仕上げり厚は20cm以下とすること

占用物埋設深さ:

- 道路幅員6.5m未満 85cm以上とすること
- 道路幅員6.5以上 100cm以上とすること
- [歩道] 車道の路面より60cm以上とすること

占用物件:

- 各占用物深さ確認のこと
- 他の埋設物との離隔を30cm以上とすること

※道路復旧は、再生材(アスコン・碎石)使用可能

給水管の路床は山砂使用
公共下水道管の埋戻材については、下水道管理者と協議